

国有林野事業の経理区分のあり方について

平成23年9月

林野庁

目 次

I	国有林野事業特別会計について	・ ・ ・ 1
II	行政刷新会議「特別会計事業仕分け」について	・ ・ ・ 2
III	経理区分のあり方の検討	
1	国有林野事業に期待される役割と経理（会計）のあり方について	・ ・ ・ 4
2	債務返済に係る経理のあり方について	・ ・ ・ 5
IV	債務返済特別会計における債務返済の見通し	
1	H10の抜本的改革時の試算とこれまでの実績	・ ・ ・ 11
2	債務返済の見通しの試算の前提	・ ・ ・ 12
3	債務返済の試算結果	・ ・ ・ 19

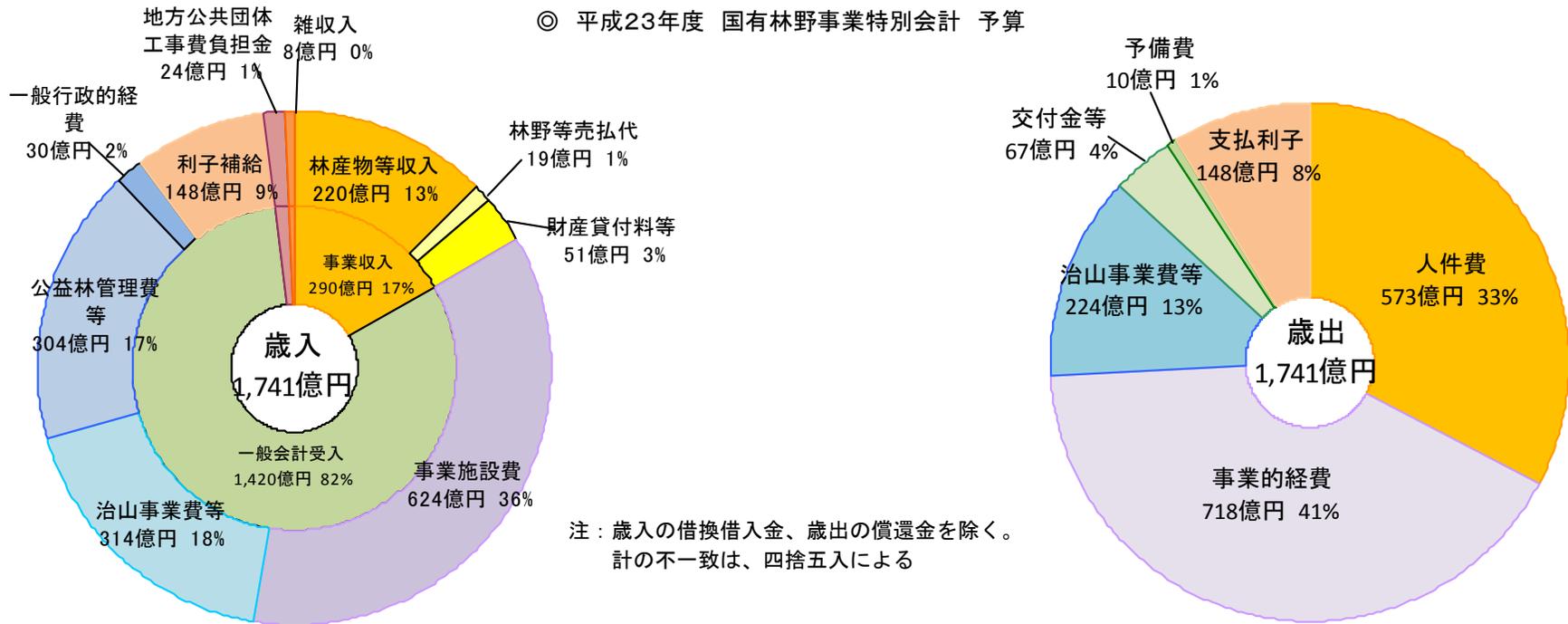
I 国有林野事業特別会計について

○ 概要

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目的とする（特別会計に関する法律第158条第1項）。

○ 現状

- ・ 平成10年の抜本的改革により独立採算制から、一般会計からの繰入を前提とした特別会計制度に移行。現在、森林整備費、治山費、公益林管理費等に対する繰入により、事業本体の歳入の8割が一般会計からの繰入。
- ・ 平成16年度以降収支均衡を図るなど着実に成果を上げており、地球温暖化の防止のための森林吸収源対策での間伐等、公益的機能重視の管理経営を推進



課題

○地球温暖化防止対策等の公益的機能の発揮に資する事業を計画的に実行する上で、林産物収入等の動向により影響を受ける。

○本特会は、一般会計からの繰入（現在は事業財源の約8割）を受けつつ、債務を返済することとなるため、林産物収入等で債務を返済しているかが必ずしも透明ではない（一般会計の負担で債務を返済しているかのように見えるおそれ）。 1

Ⅱ 行政刷新会議「特別会計事業仕分け」について(平成22年10月30日実施)

行政刷新会議の仕分けの論点 (仕分け時に行政刷新会議より提示)

○ 区分経理の必要性

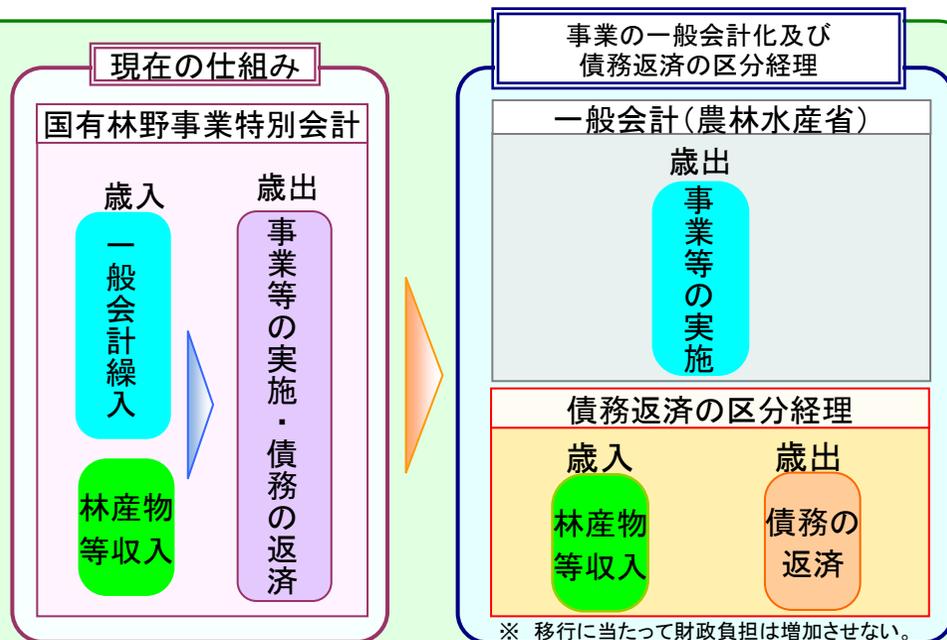
- ・ 歳入の大部分を一般会計からの繰入に依って事業を行っている現状を踏まえると、もはや区分経理の必要性はないとの意見につき、どう考えるか
- ・ 収益事業を擁する以上、歳入確保の努力や歳出削減努力のインセンティブを維持するとともに、債務返済の必要性から、依然として区分経理は必要であるとの意見につき、どう考えるか

○ 資産・負債の取扱

- ・ 森林の公益的機能から(一般会計への)債務承継は止むを得ないとの見方と、債務承継は行わず、企業的経営努力を優先させるべきであり、安易に国民負担に頼るべきではないとの見方について、どう考えるか

農林水産省(林野庁)の主張

- 国有林野事業の8割が一般会計からの繰入であり、行政刷新会議が示している「一般財源繰入と不可分一体の特別会計は区分経理廃止」という考え方に適合
 - 「森林・林業再生プラン」を推進するため、地域の森林・林業を支援する役割に徹する必要
 - 地球温暖化防止対策等の政策手段に対して自己収入に左右されずに実施することが出来る仕組みとする必要
- から、**一般会計化**を検討。



- ◇ この際、新たな国民負担の増とならないよう、国有林野事業そのものは一般会計化しつつも、**債務は一般会計に承継せず、債務処理を行う区分経理(特別会計)を残すことにより、林産物収入等によって債務を返済することを明確化する仕組み**を検討。

事業仕分けの議論

- 1 森林・林業の再生への貢献と公益的機能の確実な発揮を図るため、事業は一般会計に移行すべきではないか
- 2 債務を林産物収入によって返済することを明確にするため、債務返済部分は区分経理を維持すべきではないか

歳入の大部分を一般会計からの繰入に依っており、もはや事業については区分経理する必要はないことから、事業は全て一般会計に移行すべき。なお、債務については安易に国民負担に頼るべきでないから、区分経理して、林産物収入等を債務返済に充て、債務償還を区分経理する方向で検討すべき。
- 3 債務返済のための区分経理において、元利返済を行うとともに、林産物収入にかかわる経費を負担すべきではないか(人件費の帰属等は要検討)
- 4 国民負担(一般会計の負担)を増やさないことが必要

事業仕分けの結果

枠組みのあり方(主体・区分経理)

一部廃止(一般会計に統合、負債返済部分は区分経理を維持。負債返済部分とその他の部分について人件費の帰属等を含め早急に検討)

財産・負債のあり方(負債)

抜本の見直し(負債は区分経理し、国民負担を増やさない)

事業仕分けの議論、結果を前提に、**経理区分のあり方**を検討

Ⅲ 経理区分のあり方の検討

1 国有林野事業に期待される役割と経理(会計)のあり方について

<検討課題>

- 森林・林業の再生への貢献と公益的機能の確実な発揮を図るため、事業等はすべて一般会計に移行することについて

<主な意見>

- 国有林は林野庁(国)が責任を持って一体的に管理すべき
- 国有林は一般会計で事業実施、管理していくことが必要

<現状>

- 現行制度においては、事業、組織、職員、資産は全て国有林野事業特別会計に属し、国の企業として国有林野を管理経営
- 平成23年7月26日に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、国有林野については、国が責任を持って一体的に管理経営する必要があることから、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、森林・林業の再生に貢献するため、債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討するとされているところ

<対応方向>

- 公益的機能の一層の発揮や森林・林業再生に向けた国有林の貢献を十全に果たすため、企業特別会計を廃し、事業、組織、職員、資産は一般会計化する方向で検討

(1) 事業については、以下のことから、一体として一般会計に移行することを検討。

- ① 国民全体に裨益する地球温暖化防止等の公益的機能が十分に発揮されるよう、安定的に必要な事業が実施できるようにするとともに、
- ② 「森林・林業再生プラン」を推進するため、企業性を廃し、地域の森林・林業を支援する役割を十全に発揮できるようにすることが必要。
- ③ また、財政的な受益と負担の関係をみても、公益的機能の発揮を目的とする事業実施のための一般会計からの繰り入れが、現在、既に事業本体の歳入の8割に達している。

(2) この際、国有林の多面的機能は、濃淡の差はあれ、互いに重なり合っていることから、様々な機能を面的に総合的かつ高度に発揮させるためには、国有林を一体として扱うべきであること、林産物収入等は、公益的機能の発揮等の目的を実現するために行う森林整備等の結果として得られるものであり、間伐等の森林整備等と伐採木の販売等の一連の事務事業(調査、発注・委託事務、検査等)を同一の組織・職員が実施している実態などを踏まえると、事務事業及びそれに従事する職員を切り分けることは却って非効率となることから、組織・事業の全てを一般会計に移行することが適当。

(3) なお、国有林の立木、土地等の資産については、国民全体が利益を受ける公益的機能の源泉であり、また、公益的機能の発揮等を目的として、一般会計により整備・保全を行うものであることから、これらの資産は一般会計の所属とすることが適当。

2 債務返済に係る経理のあり方について

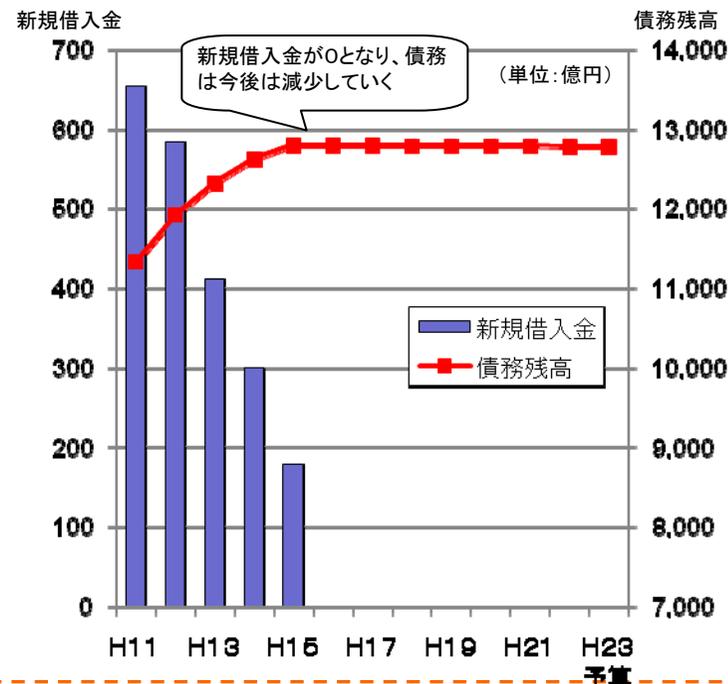
<検討課題>

- 債務を林産物収入によって返済することを明確にするため、債務返済部分は区分経理を維持することについて
- 債務返済のための区分経理において、元利返済を行うとともに、林産物収入にかかわる経費を負担することについて（人件費の帰属等は要検討）
- 国民負担（一般会計の負担）を増やさないことについて
- 林産物収入等の歳入確保の努力や歳出削減努力のインセンティブの確保について

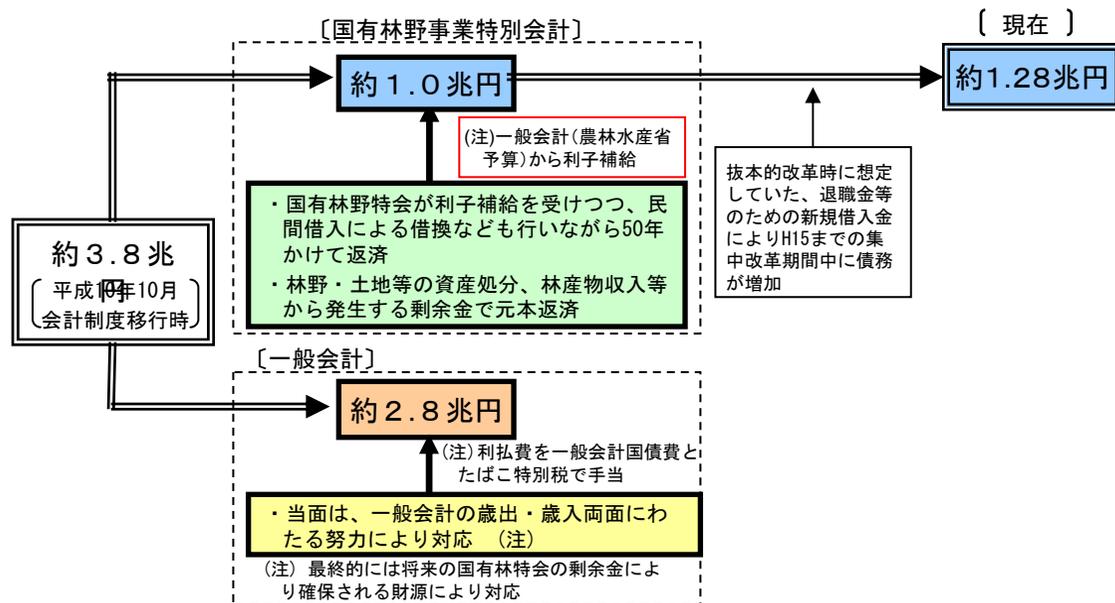
<現状>

- ・ 平成10年の抜本的改革により、約3.8兆円の債務のうち約2.8兆円については一般会計へ承継。国有林野事業が負担する約1兆円については、一般会計からの利子補給を受けつつ、公益的機能の確保のために行う森林整備の結果として得られる木材を販売した収入により、50年かけて返済。
- ・ 国有林野事業が負担する約1兆円の債務については、集中改革期間（平成10～15年度）において、当初から予定されていた退職金等のための新規借入を実施したことから、現在の債務残高は1.28兆円。
- ・ 支出の削減等の努力により、集中改革期間後（平成16年度以降）には新規借入金が0となり、プライマリーバランスが均衡。平成22年度には10億円の元本を返済。

◎ 新規借入金と債務残高の推移



◎平成10年の抜本的改革における累積債務処理の仕組み



<対応方向>

○ 事業等は一般会計化する一方、債務については一般会計とは区分し、その返済に係る歳入・歳出を経理するための新たな特別会計を設置する方向で検討

- ・ 債務の返済を、国民（一般会計）の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、特別会計（「債務返済特別会計」（仮称））を設置し、現行特別会計に属する債務を承継
- ・ 新たな特別会計は、事業を経理する特別会計ではなく、林産物収入等という特定の歳入を、債務返済（経費を含む）という特定の歳出に充てることを明確にするために設置する特別会計（いわゆる整理区分特別会計）とすることを検討（そのため、債務返済特別会計は資産・職員を保有しない）

○ 債務返済特別会計については、

- ① 歳入は林産物収入及び貸付料等とし、歳出は債務の元利返済及び一般会計への繰入れ（林産物収入等の確保に係る経費相当額）とするパターン
- ② 歳入は林産物収入及び貸付料等から林産物収入確保に係る経費相当額を控除した額として一般会計から繰り入れたものとし、歳出は債務の元利返済とするパターン

について検討

- これらの場合においては、金利や林産物収入については不測の変動があり得ることや、年度内で歳入と歳出のタイムラグがあることから、現行の国有林野事業特別会計その他多くの特別会計と同様の対応ができるようにすることが必要（資金管理のための最小限の現金保有、一時借入及びその借換規定等）
- 金利変動リスクを回避し、債務償還の安定性を確保する観点から、現行制度で措置されている一般会計からの利子補給を継続するパターンについても検討
- 債務返済特別会計の設置に当たっては、制度の移行に伴い、一般会計の実質的な負担が増加しないものとするとともに、歳入確保の努力や歳出削減努力のインセンティブが確保される仕組みとなるよう検討

○ 特別会計の分類（平成23年度時点）

1. 事業特別会計…12会計

(1) 企業特別会計…1

- ・ 国有林野事業

(2) 保険事業特別会計…7

- ・ 地震再保険
- ・ 労働保険
- ・ 年金
- ・ 農業共済再保険
- ・ 森林保険
- ・ 漁業再保険及び漁業共済保険
- ・ 貿易再保険

(3) 公共事業特別会計…1

- ・ 社会資本整備事業

(4) 行政的事業特別会計…3

- ・ 食料安定供給
- ・ 特許
- ・ 自動車安全

2. 資金運用特別会計…2会計

- ・ 財政投融资
- ・ 外国為替資金

3. その他…3会計

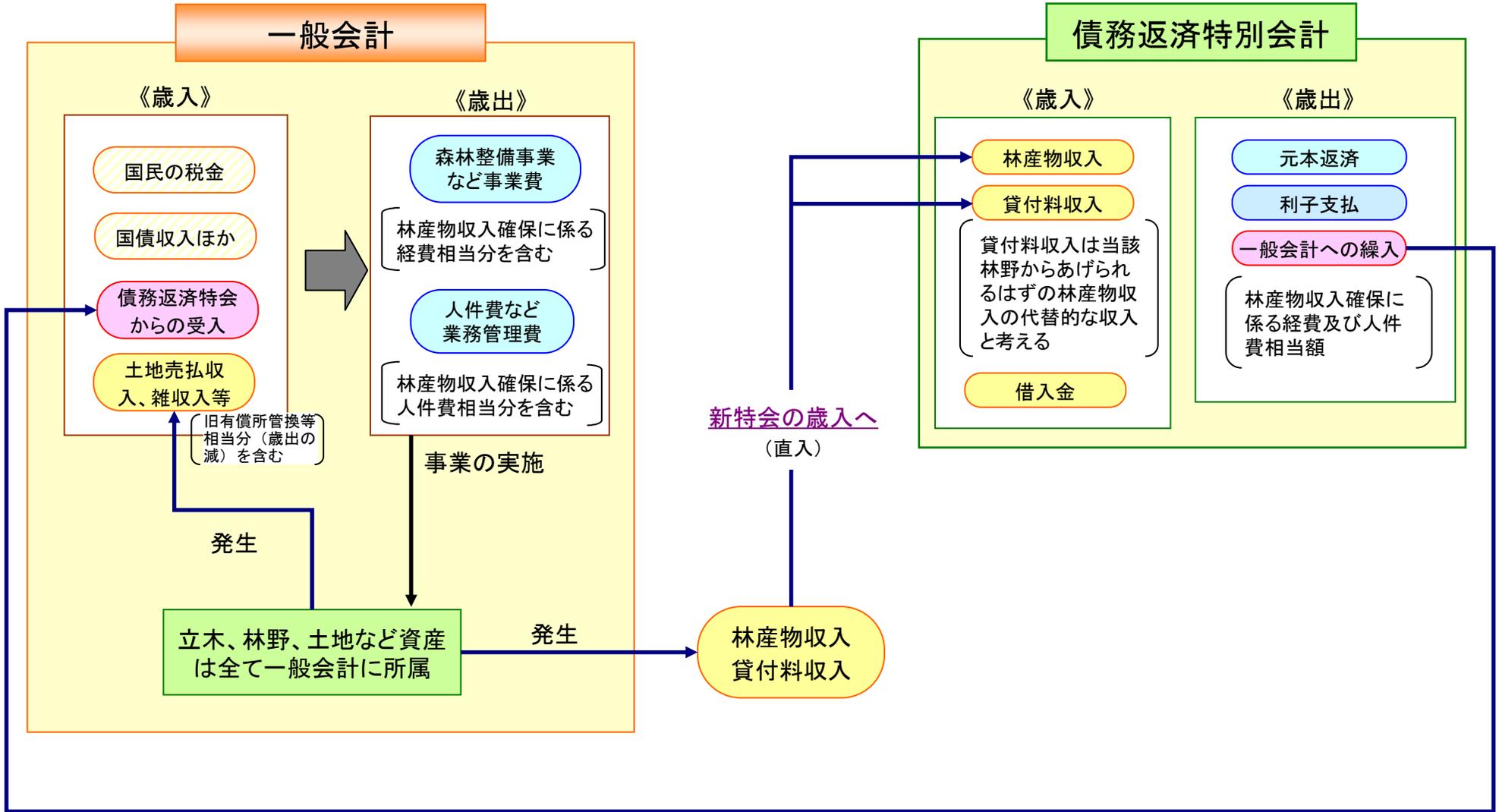
(1) 整理区分特別会計…2

- ・ 交付税及び譲与税配付金
- ・ 国債整理基金

(2) その他…1

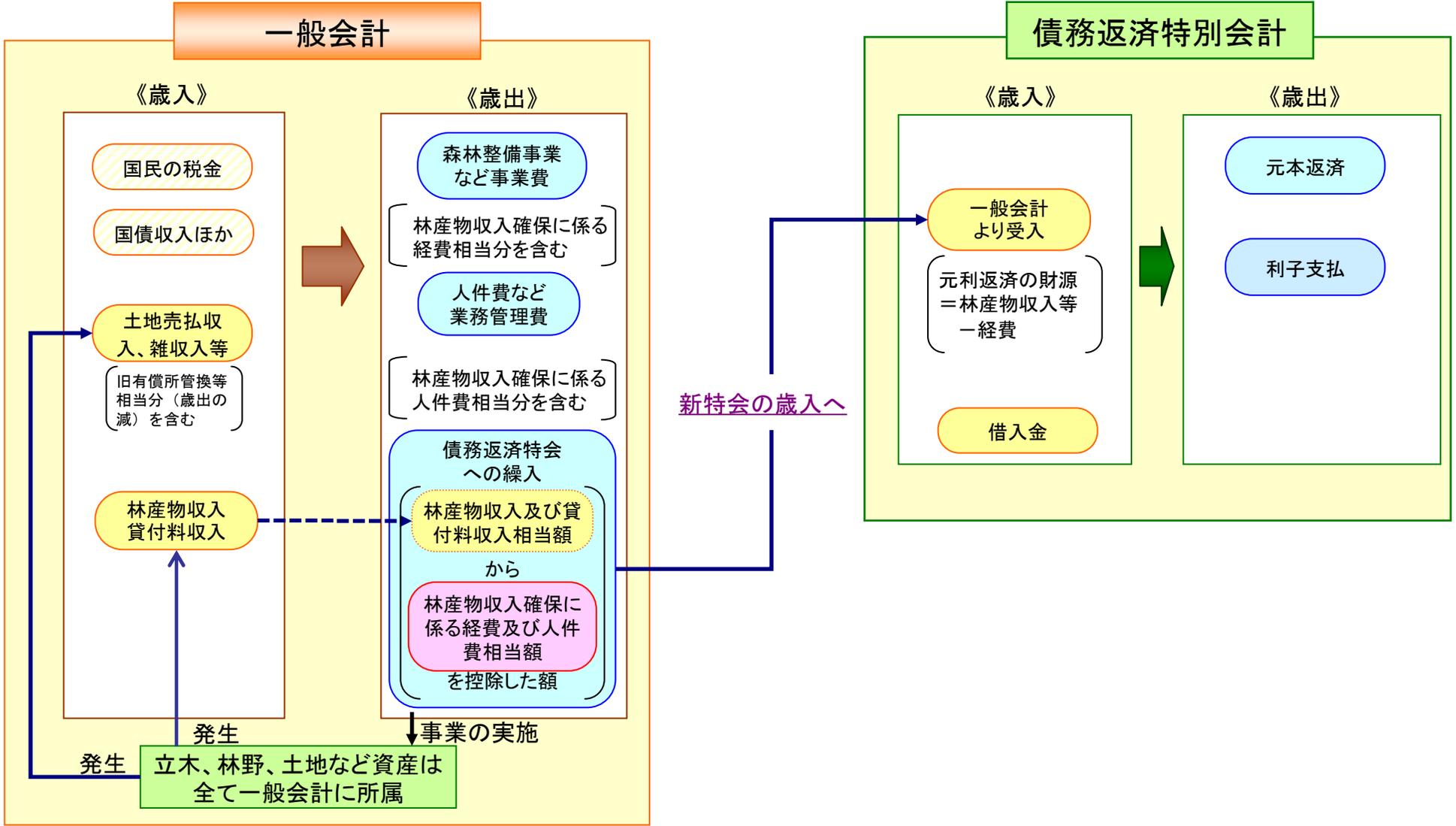
- ・ エネルギー対策

<イメージ：パターン1>



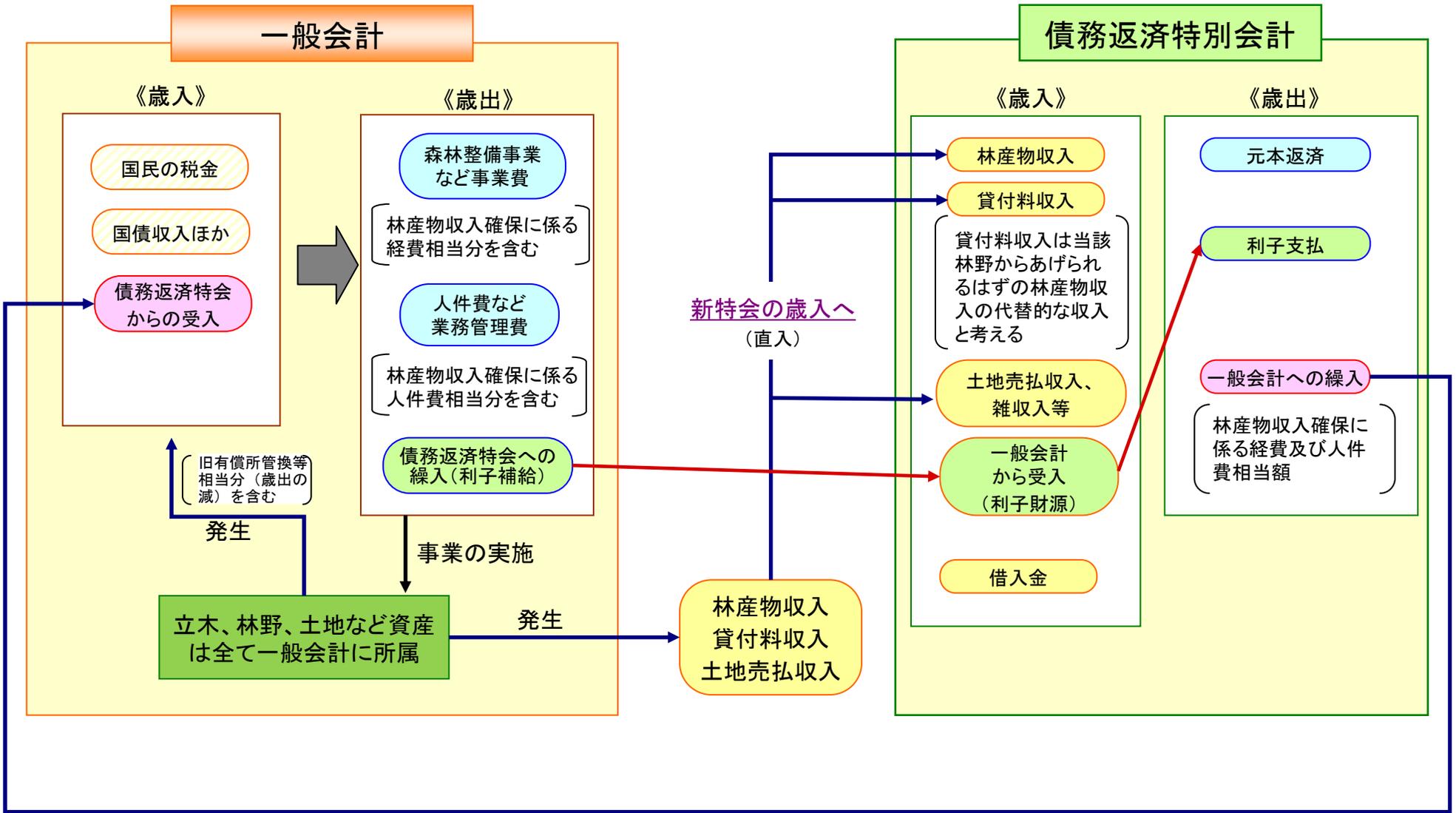
林産物収入等で債務を返済していることが明らかとなる一方、林産物収入は、森林整備の結果から生じる副産物収入であるとはいえ、一般会計資産からの果実を特会に直入することが制度的に可能か検討を要する。

<イメージ：パターン2>



一般会計資産からの果実を一般会計の歳入とすることとなるほか、特別会計から一般会計への繰入がないので、分かりやすい一方、林産物収入等で債務を返済していることが不明瞭となる。

<イメージ：パターン1' >

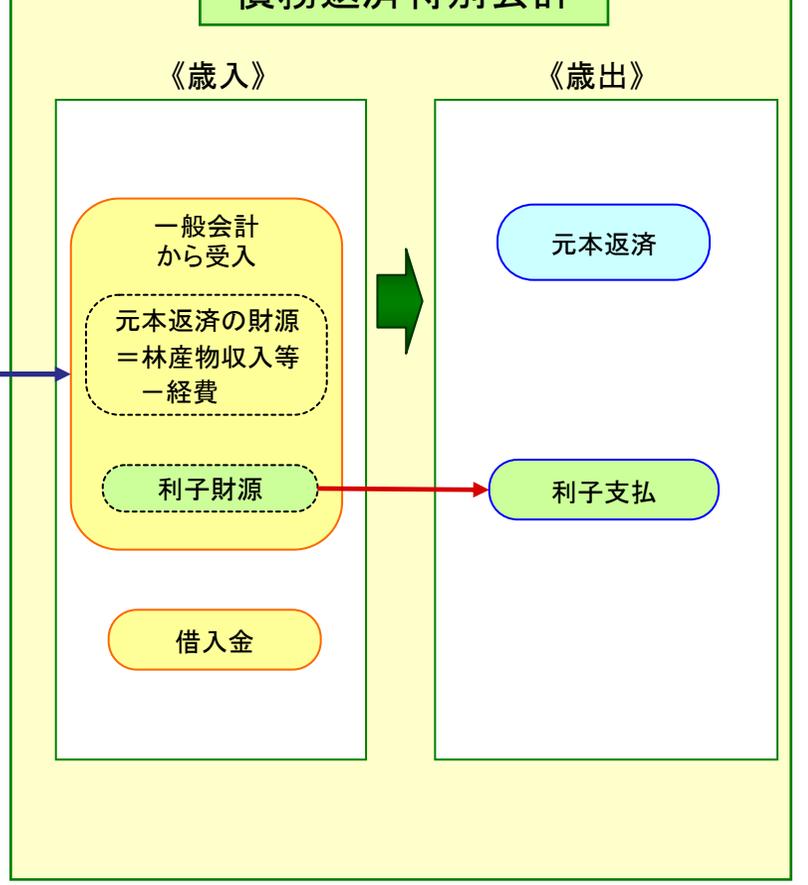
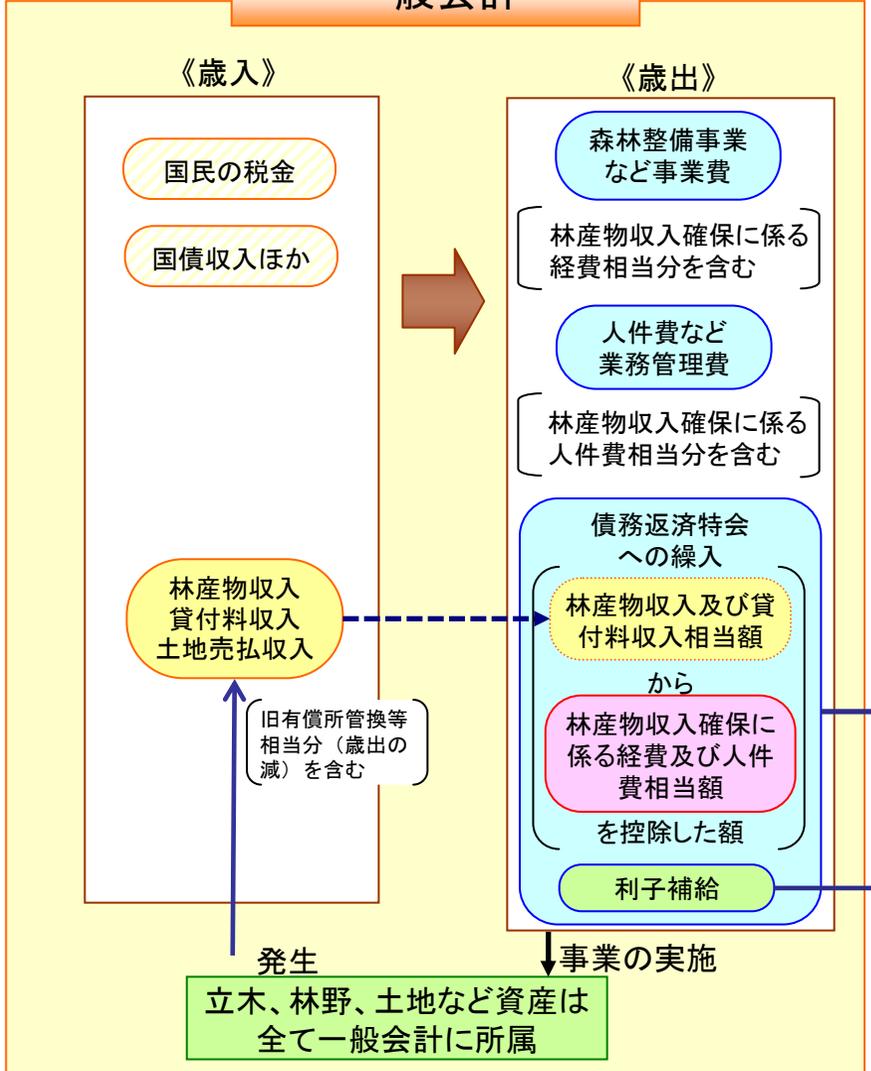


パターン1の特徴に加え、一般会計からの利子補給の継続により債務償還の安定性向上が期待される。

<イメージ：パターン2' >

一般会計

債務返済特別会計



新特会の歳入へ

パターン2の特徴に加え、パターン1'と同様。

IV 債務返済特別会計における債務返済の見通し

1 H10の抜本的改革時の試算とこれまでの実績

上段： 平成10年抜本的改革時の試算、 下段： これまでの実績

(億円)

区分	H11	H12	H13	H14	H15	H11~H15 平均	H16	H17	H18	H19	H20	H16~H20 平均	H21
収入						2,050						2,020	
	2,153	2,009	1,953	1,976	2,088	2,040	2,198	2,168	2,223	2,300	2,303	2,240	2,477
林産物収入等						400						520	
	357	300	256	224	212	270	207	215	237	232	227	220	204
貸付料等						90						90	
	94	91	90	88	82	90	80	76	67	63	62	70	61
林野等売払い						290						280	
	341	230	223	193	179	230	198	140	99	78	49	110	47
治山勘定受入						140						140	
	140	140	140	139	137	140	136	134	132	129	125	130	120
一般会計受入						560						570	
	566	564	574	603	708	600	852	847	922	1,013	1,101	950	1,309
借入金						320						0	
	654	584	410	300	179	430	0	0	0	0	0	0	0
(借換借入金)						(250)						(420)	
	(1)	(100)	(260)	(429)	(591)	(280)	(725)	(756)	(765)	(786)	(740)	(750)	(736)
支出						2,050						2,020	
	2,110	1,993	1,942	1,925	2,053	2,000	2,171	2,141	2,170	2,245	2,224	2,190	2,405
事業関係費						1,650						1,350	
	1,920	1,796	1,578	1,392	1,362	1,610	1,351	1,299	1,326	1,367	1,391	1,350	1,578
業務管理費						1,150						770	
	1,438	1,315	1,174	1,056	979	1,190	898	824	796	763	713	800	670
事業的経費						500						580	
	482	481	405	335	383	420	453	474	530	604	678	550	908
交付金等						110						100	
	86	83	82	79	75	80	75	72	63	71	68	70	63
利子・償還金						280						580	
	104	114	282	454	616	310	745	771	781	806	765	770	764
収支差						0						0	
	43	16	11	52	35	30	27	26	53	56	79	50	72

注・業務管理費は、人件費と収穫調査等の民間委託にかかる所要経費等

・事業的経費は、森林整備事業等の実行に係る経費や直よう事業の減少に対応した所要の請負経費

・治山勘定受入は、治山事業に関係する職員の人件費相当額を一般会計から受け入れたもの。治山事業及びそのために必要な財源については上記表に表記していない。

2 債務返済の見通しの試算の前提

以下の前提で債務の返済を試算。

収穫量

○ 抜本的改革時に作成した長期収支試算に用いた収穫量を、過去10年間の収穫量の実績の平均乖離率（見通しの98%）で調整して使用。

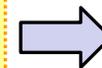
◎ 平成10年の抜本的改革時の収穫量試算と実績の比較

（単位：万m3）

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
試算	460					670						
実績	480					620						
	488	491	452	464	486	486	574	599	720	704	780	776

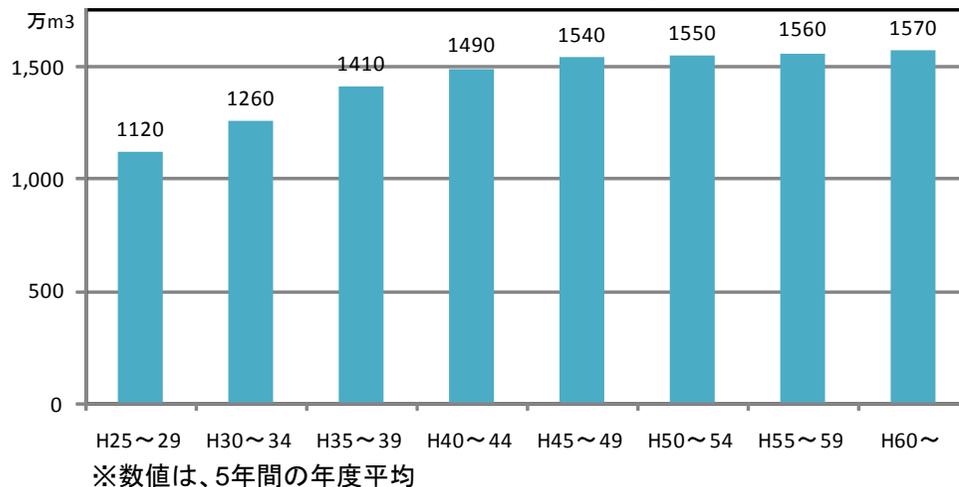
※試算及び実績の上段の数値は、5年間の年度平均

H11～H20の間における試算に対する実績の比率**97%**
 （試算：10年間で5,650万m3 実績：10年間で5,464万m3）

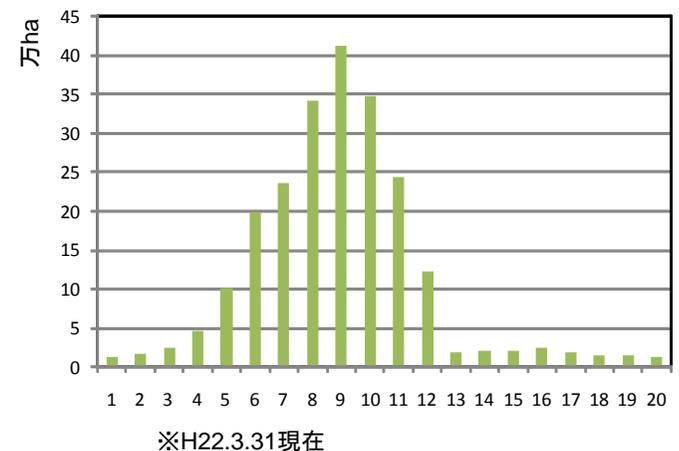


H21、H22の実績を考慮すると試算に対する実績の比率は**98%**

◎ 今後の収穫量の見通し（平成10年の抜本的改革時の収穫量試算の98%）



（参考）国有林の人工林資源の齢級別配置（面積）



木材価格

- 基本的には平成22年度の国有林の木材販売価格を使用。（表1）
- ただし、高齢級の主伐は、通常伐期の主伐に比べ素材生産時の材の歩留まりが向上することから、1m3当たりの生産コストが約2,000円低下するため（表2）、このコスト低下分を通常伐期の単価に上乗せ。
- また、生産コストの低下により、立販(主伐)は今後10年間で4,000円/m3まで上昇(図1)。それに応じて、立販(長伐期主伐)は6,000円/m3まで上昇。

(表1) 試算に用いた木材価格

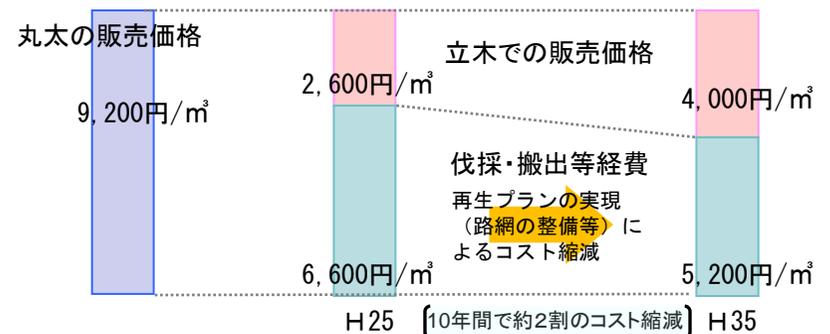
区 分	単価 (円/m3)	備 考
製品販売 (素材)	9,200	H22実績
立木販売 (主伐)	2,600	H22実績 10年後に4,000円/m3
立木販売 (高齢級主伐)	4,600	H22実績に生産コスト低下分を上乗せ 10年後に6,000円/m3
立木販売 (間伐)	2,000	H22実績

(表2) 立木販売(高齢級主伐)の単価の算出方法

		生産コスト (千円/ha)	÷	丸太材積 (m ³ /ha)	=	生産コスト (円/ m ³)	
長伐期	100年生	2,960	÷	571	=	5,184	
通常伐期	50年生	2,002		279		7,176	
						差	1,992 ≒2,000

(現代林業2007.8)

(図1) 立販価格上昇の概念図



◎ 世界森林白書 2009年報告 (FAO) (抜粋) (注) 下線は林野庁による。

第1部 地域別の見通し

アジア・太平洋

木材製品：生産、消費および貿易

地域全体では、2020年まで、産業用素材の消費量と生産量が大幅な伸びを示すものと予想される。消費の増加を主に支えるのは、中国やインドなどの新興国である。一方、産業用素材の輸入に関しては、国によって傾向が全く異なる。純輸入量は、(日本を中心とする)先進国が減少しているのに対して、新興国(中国とインド)では、国内需要の急激な拡大と伐採の禁止による国内供給量の減少で、大幅に増加している。

木材製品に対する需要に関しては、おおむね最近の傾向通りで、かつ、世界的な見通しとほぼ同じような伸びを示し(第2部を参照)、消費については、合板等と紙および板紙がかなり増え、製材がこれよりも小幅な伸びにとどまるものと予想される。

第2部 今後の動向への対応

木材製品に対する世界の需要

要約

木材製品と木質エネルギーは生産量、消費量ともに、概ねこれまでの傾向に沿って増加するものと予想される。予測される変化の1つに、中国やインドなど新興国からの需要の急激な高まりなどによる、アジア・太平洋での木材製品の生産量と消費量の増加率の上昇がある。だが、最も顕著な変化は、再生可能エネルギーを推進する政策にともなう、欧州を中心とした、エネルギー源としての木材利用の急増となろう。

アジア・太平洋地域は、合板等と紙および板紙の主要な生産・消費地域になりつつある(ただし、1人当たりの消費量は欧州や北米よりも引き続き少ない状態が続くであろう)。本地域では、木材生産を増強する取り組みにかなり力を入れられない限り、産業用素材の生産量が消費量を遥かに下回り、輸入への依存を強めることになる。だが、その人口密度の高さと、用地を巡る争奪戦が繰り広げられている現状を考えると、本地域で木材生産の拡大を図ることは難しいといえる。

エネルギー原料として使われる木材の変化、とりわけセルロース系バイオ燃料の大規模商業生産の発展性は今後、かつてないほどの影響を森林部門に及ぼす。輸送コストの上昇によっても、これらの予測は変わってくる可能性がある

産業用素材

世界の産業用素材の生産量は2030年までに40%強の伸びを示すものと予想される。

第1部 地域別の見通し

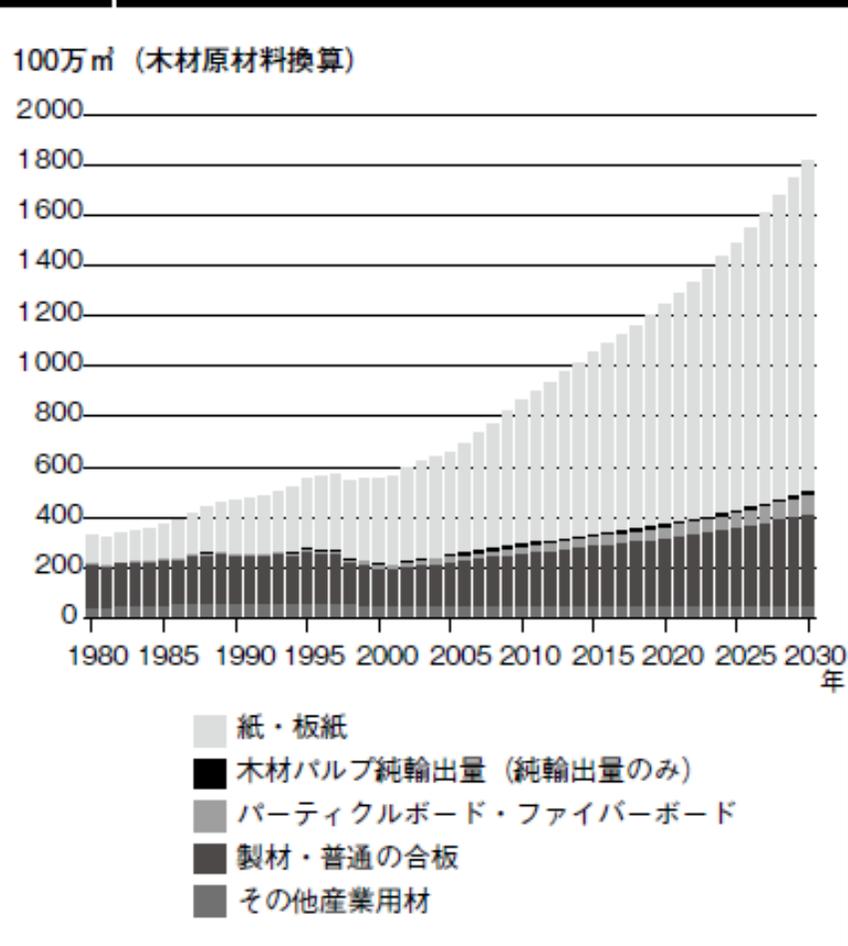
アジア・太平洋

○木材製品の生産量及び消費量の推移

年	産業用素材 (100万m ³)		製材 (100万m ³)		合板等 (100万m ³)		紙・板紙 (100万トン)	
	生産量	消費量	生産量	消費量	生産量	消費量	生産量	消費量
2005	273	316	71	84	81	79	121	128
2020	439	498	83	97	160	161	227	234
2030	500	563	97	113	231	236	324	329

出典:FAO,2008

図13 原材料に対する需要



出典:FAO, 2008c

◎ 森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）（抜粋）

3 林産物の供給及び利用に関する目標

（3）林産物の供給及び利用に関する目標

平成27年、平成32年における木材供給量及び用途別の利用量の目標は、第1に掲げた方針を踏まえ、第3に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして、次の第2表及び第3表のとおりとする。

なお、総需要量に占める国産材利用量の割合は、平成32年には50%になると見込まれる。

第2表 木材供給量の目標

（単位：百万m³）

	（実績） 平成21年	（目標） 平成27 年	（目標） 平成32年	（目標） 平成42年
木材供給量	18	28	39	50

第3表 用途別の利用量の目標

（単位：百万m³）

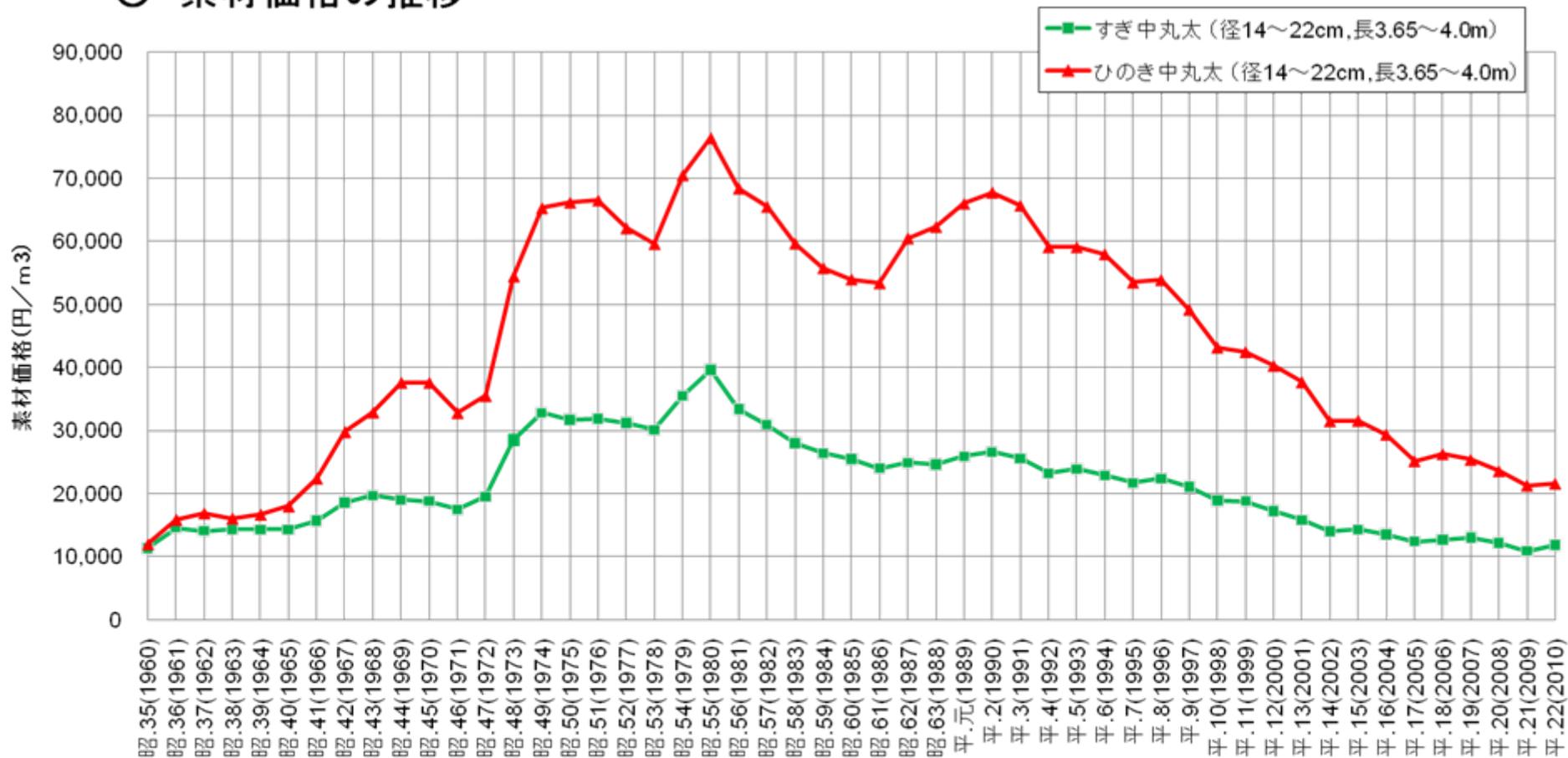
	利用量			総需要量		
	（実績） 平成21年	（目標） 平成27年	（目標） 平成32年	（実績） 平成21年	（目標） 平成27年	（目標） 平成32年
製材用材	11	14	19	26	27	30
パルプ・チップ用材	5	9	15	29	36	37
合板用材	2	4	5	8	8	9
その他	1	1	1	2	2	2
合計	18	28	39	65	72	78

注1：用途別の利用量は、百万m³単位で四捨五入している。

2：パルプ・チップ用材は、主に製紙用に利用されてきたが、平成32年の利用量の目標のうち、6百万m³はパーティクルボード等木質系材料としての利用や木質バイオマス発電等エネルギー源としての利用を見込んでいる。

3：「その他」とは、しいたけ原木、薪炭用材等である。

○ 素材価格の推移



資料: 木材価格統計調査(農林水産省)

○ 国有林の木材販売価格の実績

(単位: 円/m³)

年 度	平成8年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
素材販売	36,200 (100)	10,700 (30)	8,500 (23)	9,200 (25)
立木販売(主伐)	7,300 (100)	2,600 (36)	2,400 (33)	2,600 (36)
立木販売(間伐)	2,600 (100)	1,900 (73)	1,800 (69)	1,900 (73)

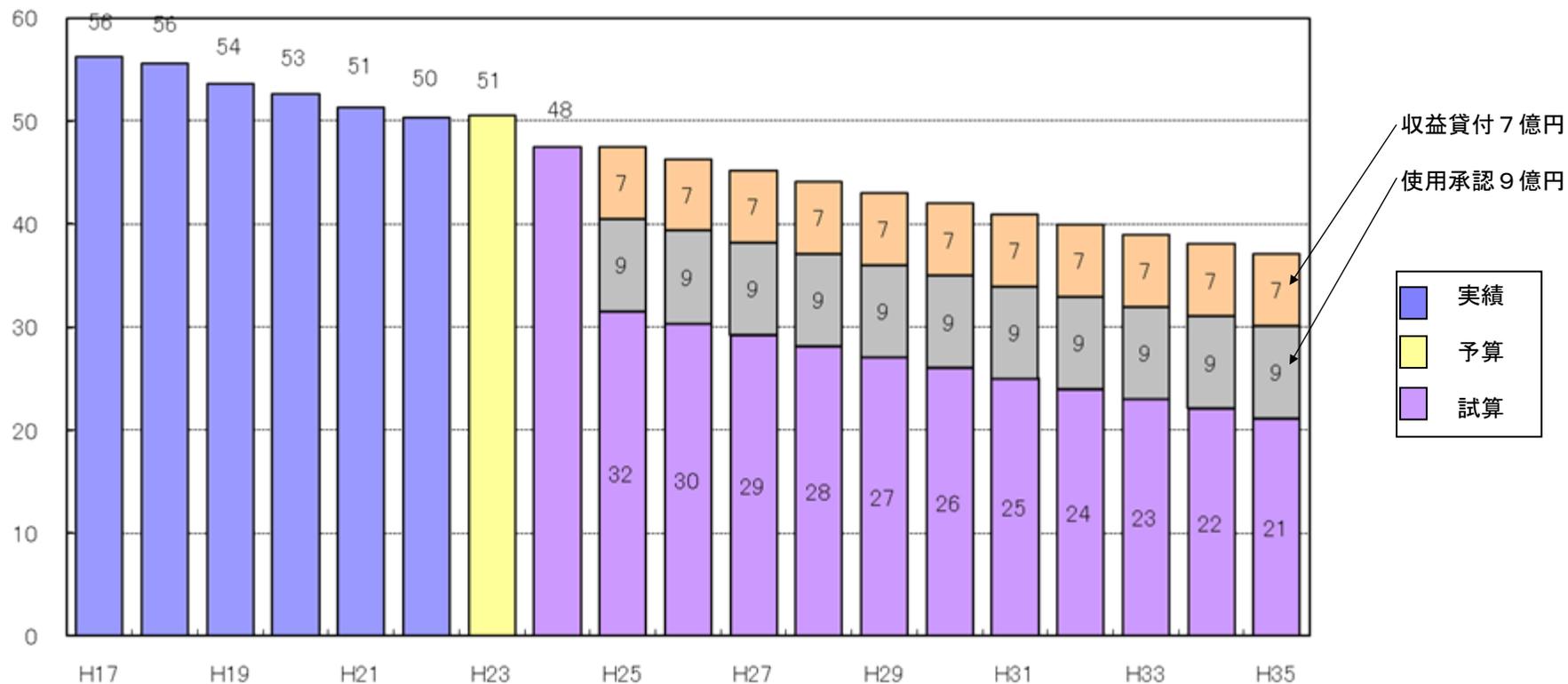
(注) ()内は、平成8年度の価格を100とした場合の指数。

貸付料収入

- 近年の動向を踏まえ、平成25年度以降10年間漸減、その後は横ばいで推移。
- 一般会計化は一部の貸付料の算定方法が変更される可能性があるため、7億円減収する見込み。
- 資産が一般会計に移行すれば、国の組織（防衛省等一般会計の組織）に対する使用承認（実績を踏まえ9億円と見込む）が無償となる。（その相当額が他府省の予算の歳出減となるため、一般会計の負担の軽減となる）

◎ 貸付料収入の実績と見通し

億円



3 債務返済の試算結果

1) 平成10年の抜本的改革の収支試算と今回の試算の主な前提条件の相違点

項目	抜本的改革の試算	今回の試算
会計制度	企業特別会計	一般会計及び債務返済特別会計
試算の開始年度	平成11年度	平成25年度
木材販売単価 素材販売 立木販売(主伐) " (間伐)	平成8年度実績 36,200 円 7,300 円 2,600 円	平成22年度実績 9,200 円 2,600 円※ 2,000 円 ※ 生産コストの低下により、立木販売(主伐)は 今後10年間で4,000 円まで上昇
貸付料等収入	90億円(平成8年度実績)で推移	32億円(平成25年度)から10年間漸減し、 以降21億円で推移
コスト縮減	見込まず	間伐等における木材生産コスト14千円/m ³ を 今後20年間で半減、造林コスト200万円/haを 今後10年間で半減

(参考) 平成10年の抜本的改革時における「今後の国有林の収支試算」

(単位：億円)

区 分	平成10 年 度	11～15 (平均)	16～20 (平均)	21～25 (平均)	26～30 (平均)	31～35 (平均)	36～40 (平均)	41～45 (平均)	46～50 (平均)	51～55 (平均)	56～60 (平均)
収 入	3,900	2,050	2,020	1,850	1,770	1,860	1,930	2,010	2,070	2,080	2,100
林産物収入等	600	400	520	620	880	1,030	1,160	1,240	1,310	1,330	1,340
貸付料等	120	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
林野等売払い	400	290	280	220	130	80	20	20	10	10	10
治山勘定受入	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
一般会計受入	340	560	570	560	530	520	520	520	520	520	520
借入金	2,300	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(250)	(420)	(230)	(10)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
支 出	3,900	2,050	2,020	1,850	1,680	1,610	1,640	1,680	1,700	1,710	1,710
事業関係費	2,140	1,650	1,350	1,360	1,450	1,500	1,540	1,580	1,600	1,610	1,610
業務管理費	1,590	1,150	770	730	710	700	690	690	700	700	700
事業的経費	550	500	580	640	740	810	850	880	900	910	910
交付金等	130	110	100	100	100	100	100	100	100	100	100
利子・償還金	1,630	280	580	390	130	0	0	0	0	0	0
収 支 差	0	0	0	0	80	250	300	330	370	380	390
平成11年度から の収支差累計		15年度	20年度	25年度	30年度	35年度	40年度	45年度	50年度	55年度	60年度
		0	0	0	420	1,690	3,160	4,820	6,650	8,530	10,470

- 注：1) 本試算は、林野庁による試算である。
 2) 平成10年度には、旧体制における累積債務処理部門を含む。
 3) 借入金欄の上段は新規の借入金、下段の()は借換に係る借入金
 4) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

2) 債務の返済試算の例(パターン1)

- 木材販売価格：H22実績、借入金利：0.78%（H23年5月時点の平均民間借入金利）で継続した場合の試算結果
- 歳入は林産物収入及び貸付料等とし、歳出は債務の元利返済及び一般会計への繰入れ（林産物収入等の確保に係る経費相当額）

（債務返済特別会計の歳入・歳出等）

（単位：億円）

	H25～H29 (平均)	H30～H34 (平均)	H35～H39 (平均)	H40～H44 (平均)	H45～H49 (平均)	H50～H54 (平均)	H55～H59 (平均)	H60～H64 (平均)
歳入	260	330	480	530	570	580	580	590
林産物収入	230	310	460	510	550	560	560	570
貸付料収入	30	20	20	20	20	20	20	20
歳出	260	330	480	530	570	580	580	590
一般会計へ繰入	80	90	90	80	80	80	80	80
借換金利子	140	130	120	100	80	60	40	10
元本償還	40	110	280	340	400	430	460	490(可能額)

借入金利	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	H29	H34	H39	H44	H49	H54	H59	H64
元本償還累計(期末)	210	780	2,150	3,880	5,890	8,060	10,380	12,850
債務残高(期末)	12,570	12,010	10,630	8,910	6,890	4,720	2,410	0

債務の返済試算の例(パターン2)

- 木材販売価格：H22実績、借入金利：0.78%（H23年5月時点の平均民間借入金利）で継続した場合の試算結果
- 歳入は一般会計からの受入とし、歳出は債務の元利返済

(債務返済特別会計の歳入・歳出等)

(単位:億円)

	H25~H29 (平均)	H30~H34 (平均)	H35~H39 (平均)	H40~H44 (平均)	H45~H49 (平均)	H50~H54 (平均)	H55~H59 (平均)	H60~H64 (平均)
歳入	180	240	400	440	480	490	500	500
一般会計より受入	180	240	400	440	480	490	500	500
歳出	180	240	400	440	480	490	500	500
借換金利子	140	130	120	100	80	60	40	10
元本償還	40	110	280	340	400	430	460	490(可能額)

借入金利	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	H29	H34	H39	H44	H49	H54	H59	H64
元本償還累計(期末)	210	780	2,150	3,880	5,890	8,060	10,380	12,850
債務残高(期末)	12,570	12,010	10,630	8,910	6,890	4,720	2,410	0

債務の返済試算の例(パターン1')

- 木材販売価格：H22実績、借入金利：0.78%（H23年5月時点の平均民間借入金利）で継続した場合の試算結果
- 歳入は林産物収入及び貸付料等とし、歳出は債務の元利返済及び一般会計への繰入れ（林産物収入等の確保に係る経費相当額）
- 利子支払財源は、一般会計からの利子補給により措置

（債務返済特別会計の歳入・歳出等）

	H25～H29 (平均)	H30～H34 (平均)	H35～H39 (平均)	H40～H44 (平均)	H45～H49 (平均)	H50～H54 (平均)	H55～H59 (平均)
歳入	410	470	600	620	630	620	610
林産物収入	230	310	460	510	550	560	560
貸付料収入	30	20	20	20	20	20	20
林野土地売払等	10	10	10	10	10	10	10
一般会計より受入	130	120	100	80	50	30	0
歳出	410	470	600	620	630	620	600
一般会計へ繰入	80	90	90	80	80	80	80
借換金利子	130	120	100	80	50	30	10
元本償還	190	260	410	460	500	510	510 (可能額)

借入金利	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	H29	H34	H39	H44	H49	H54	H59
元本償還累計(期末)	960	2,250	4,300	6,590	9,090	11,630	14,200
債務残高(期末)	11,820	10,530	8,490	6,200	3,700	1,150	0

債務の返済試算の例(パターン2')

- 木材販売価格：H22実績、借入金利：0.78%（H23年5月時点の平均民間借入金利）で継続した場合の試算結果
- 歳入は一般会計からの受入とし、歳出は債務の元利返済
- 利子支払財源は、一般会計からの利子補給により措置

(債務返済特別会計の歳入・歳出等)

	H25～H29 (平均)	H30～H34 (平均)	H35～H39 (平均)	H40～H44 (平均)	H45～H49 (平均)	H50～H54 (平均)	H55～H59 (平均)
歳入	320	380	510	540	550	540	520
一般会計より受入	320	380	510	540	550	540	520
歳出	320	380	510	540	550	540	520
借換金利子	130	120	100	80	50	30	10
元本償還	190	260	410	460	500	510	510 (可能額)

借入金利	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%	0.78%
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	H29	H34	H39	H44	H49	H54	H59
元本償還累計(期末)	960	2,250	4,300	6,590	9,090	11,630	14,200
債務残高(期末)	11,820	10,530	8,490	6,200	3,700	1,150	0

3) 木材販売価格と金利による完済年度の違い

○木材販売価格及び借入金利別に試算した場合の完済年度

木材販売価格		利子補給有り (パターン1'、2')	利子補給無し (パターン1、2)		
			金利0.78% (H23年5月時点の平均民間借入金利)	金利0.90% (H23年5月時点の平均借入金利)	金利1.80% (これまでの民間借入最高金利)
H22年度実績ベース	立木販売(主伐)が10年間で4,000円/m3まで上昇	H55~H59	H60~H64	H65~H69	H70~H74
H20年度実績ベース	立木販売(主伐)が10年間で4,000円/m3まで上昇	H55~H59	H60~H64	H60~H64	H65~H69
素材価格12,000円/m3とした場合	立木販売(主伐)が10年間で4,000円/m3まで上昇 立木販売(間伐)が10年間で3,500円/m3まで上昇	H50~H54	H55~H59		

注: 「利子補給有り」は、林野土地売払収入及び雑収入も元本返済に充てている。

「金利0.78%」は、借入金利がH25年度以降0.78%で継続する場合。

「金利0.90%」は、借入金利がH25年度0.78%から10年間で金利0.90%まで漸増し、以降0.90%が継続する場合。

「金利1.80%」は、借入金利がH25年度0.78%から10年間で金利0.90%まで漸増し、以降1.80%が継続する場合。

「素材価格12,000円/m3とした場合」は、H22年度実績から素材価格が12,000円/m3となり、それに応じて立木販売価格も上昇した試算。

(参考) 各試算における木材販売価格(試算開始時)

(単位:円/m3)

パターン	素材販売	立木販売 (主伐)	立木販売 (間伐)
H22年度実績	9,200	2,600	2,000
(H21年度実績)	(8,500)	(2,400)	(1,800)
H20年度実績	10,700	2,600	1,933
素材価格12,000円/m3とした場合	12,000	3,500	2,700